

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）の一部を改正する案 新旧対照条文

（下線部は改正部分）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: right;">20161005商局第1号 平成28年10月25日</p> <p style="text-align: center; color: red;">改正 <u>20170406商局第2号</u> <u>平成29年4月28日</u></p> <p>ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 名</p> <p>電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号。以下「原子力報告規則」という。）の規定に基づき、電気工作物及び原子力発電工作物（以下「電気工作物等」という。）であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するもの（以下「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等」という。）の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理を行うため、標準実施要領を下記のとおり定める。</p> <p>なお、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を現に設置している又は予備として有している者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. (略)</p> <p>II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出（報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">1.・2. (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: right;">20161005商局第1号 平成28年10月25日</p> <p>ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 名</p> <p>電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号。以下「原子力報告規則」という。）の規定に基づき、電気工作物及び原子力発電工作物（以下「電気工作物等」という。）であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するもの（以下「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等」という。）の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理を行うため、標準実施要領を下記のとおり定める。</p> <p>なお、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を現に設置している又は予備として有している者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. (略)</p> <p>II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出（報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">1.・2. (略)</p>

改正案	現 行
<p>3. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合の設置等届出 (略) 一～四 (略)</p> <p>五 告示第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届出を行う場合にあつては、報告規則様式第13の6の別紙を、原子力告示第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届出を行う場合にあつては、原子力報告規則様式第7の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、告示第2条又は原子力告示第2条の期限(以下「期限」という。)を超えた日に設定する場合にあつては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。</p> <p>六 (略)</p> <p>4. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の届出事項に変更があつた場合の変更届出 (略) 一～四 (略)</p> <p><u>なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等のうち、「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」(平成27年3月31日経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室、同省商務流通保安グループ電力安全課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「課電洗浄手順書」という。)1.(2)で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について課電自然循環洗浄法による洗浄処理(以下「課電洗浄」という。)を完了したものの届出については、下記9.を参照のこと。</u></p> <p>5. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止した場合の廃止届出 廃止届出を要する場合は、設置している又は予備として有しているポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止した場合である。</p> <p>廃止届出書の提出にあつては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。 (削る)</p>	<p>3. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合の設置等届出 (略) 一～四 (略)</p> <p>五 告示第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届出を行う場合にあつては、報告規則様式第13の6の別紙を、原子力告示第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届出を行う場合にあつては、原子力報告規則様式第7の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、告示第2条又は原子力告示第2条の期限(以下「期限」という。)を超えた日に設定する場合にあつては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。</p> <p>六 (略)</p> <p>4. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の届出事項に変更があつた場合の変更届出 (略) 一～四 (略)</p> <p>5. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止した場合の廃止届出 廃止届出を要する場合は、設置している又は予備として有しているポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止した場合であるが、<u>上記3.の設置等届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等であつて、「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」(平成27年3月31日経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室、同省商務流通保安グループ電力安全課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「課電洗浄手順書」という。)に基づき適正に課電洗浄が完了した場合についても、廃止届出を要する。</u> 廃止届出書の提出にあつては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。 <u>なお、課電洗浄手順書に基づき適正に課電洗浄が完了したのものについては、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、廃止届出書に課電洗浄手順書3.(1)に基づく課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通(ただし、原子力発電所に属するものである場合にあつては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通)を届け出ること。その際、課電自然循環洗浄実施報告書</u></p>

改正案	現 行
<p>廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。</p> <p>一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。</p> <p>二 廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、廃止内容の欄には、事故の概要及び事故後の処理を記載すること。ただし、下記6. の事故届出を行った、又は行う予定である場合には、その旨のみを記載すること。</p> <p>(削る)</p> <p>三 廃止理由が「その他」の場合には、廃止内容の欄には、その概要を記載すること。</p> <p>四 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の<u>廃止</u>状況の把握のために参考となる事項を記載すること。また、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を譲り渡した場合にあっては、譲り渡した旨を記載するとともに、譲り受けた者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所及び譲り受けた後の事業場の名称を記載すること。 <u>なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等のうち、課電洗浄手順書1.(2)で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について課電洗浄を完了したものの届出については、下記9. を参照のこと。</u></p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>9. <u>低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を課電洗浄した場合の届出</u> 上記3. の設置等届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部の課電洗浄を完了した場合は、課電洗浄手順書の図1-1に示された(A)、(B)又は(C)の工程に応じて、次のとおり廃止届出又は変更届出を行うこと。 (1) (A) の工程において廃止届出を行う場合 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、課電洗浄が完了していない洗浄可能部位(以下「未洗浄の洗浄可能部位」という。)、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度が5mg/kgを超える部位(以下「濃度超過部位」という。)及び使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定していない部位(以下「未測定部位」という。)がいずれもない場合には、継続使用の有無に関わらず、廃止届出を行うこと。 廃止届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。廃止届出書には、課電洗浄手順書3.(1)に規定する課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通(ただし、原子力発電所に属するものである場合にあっては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通)を届け出ること。その際、課電自然循環洗浄実施報告書の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。 廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考</p>	<p><u>の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。</u></p> <p>廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。</p> <p>一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。</p> <p>二 廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、廃止内容の欄には、事故の概要及び事故後の処理を記載すること。ただし、下記6. の事故届出を行った、又は行う予定である場合には、その旨のみを記載すること。</p> <p>三 <u>廃止理由が「PCB洗浄」の場合には、廃止内容の欄には、洗浄の方法及び結果について、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載すること。</u></p> <p>四 廃止理由が「その他」の場合には、廃止内容の欄には、その概要を記載すること。</p> <p>五 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の<u>使用</u>状況の把握のために参考となる事項を記載すること。また、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を譲り渡した場合にあっては、譲り渡した旨を記載するとともに、譲り受けた者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所及び譲り受けた後の事業場の名称を記載すること。</p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>(新設)</p>

改正案

現 行

のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。

二 廃止理由として、「PCB洗浄」を選択すること。

三 廃止内容の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

イ 電気工作物等としての継続使用の有無

ロ 洗浄の方法及び結果については、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨

四 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

(2) (B) の工程において変更届出を行う場合

低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位又は未測定のある部位がある場合には、変更届出を行うこと。また、一部の洗浄可能部位の課電洗浄を完了し変更届出を行った後、さらに他の洗浄可能部位の課電洗浄を完了した場合にあっては、各部位について課電洗浄を完了するごとに、変更届出を行うこと。また、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用を止め廃止するまでの間に、未測定のある部位において使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定した場合には、変更届出を行うこと。

変更届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。変更届出書には、課電洗浄手順書3. (1) に規定する課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通（ただし、原子力発電所に属するものである場合にあっては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通）を届け出ること。その際、課電自然循環洗浄実施報告書の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の3又は原子力報告規則様式第4の備考のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地の欄については、上記3. 第一号に準じて記載すること。

二 変更後の欄には、次に掲げる事項を記載すること。その際、一部の洗浄可能部位の課電洗浄を完了し変更届出を行った後、さらに他の洗浄可能部位の課電洗浄を完了した場合にあっては、変更届出書の変更前の欄に、前回の変更届出書において変更後の欄に記載したものを転記し、比較できるようにすること。ただし、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用を止め廃止するまでの間に、未測定のある部位において使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定した場合にあっては、下記のイ及びロに係る記載を要せず、下記のハについては、該当する部位の名称及びポリ塩化ビフェニルの濃度を記載すること。

イ 「一部PCB洗浄」

ロ 洗浄の方法及び結果については、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨

ハ 課電洗浄が完了した洗浄可能部位（以下「洗浄済みの洗浄可能部位」という。）、未洗浄

改正案

現 行

の洗浄可能部位、濃度超過部位及び未測定の一部の名称

三 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

(3) (C) の工程において廃止届出を行う場合

上記(2)の変更届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、継続使用を止め廃止した場合には、廃止届出を行うこと。

廃止届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。廃止届出書には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の全部又は一部の洗浄可能部位の課電洗浄の完了後に提出したすべての変更届出書の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通（ただし、原子力発電所に属するものである場合にあっては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通）を届け出ること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。

二 廃止内容の欄には、次に掲げる事項を記載すること。また、上記(2)に基づき提出した変更届出書の写しを添付すること。

イ 洗浄の方法及び結果については、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨

ロ 洗浄済みの洗浄可能部位、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位及び未測定の一部の名称

ハ 上記(2)に基づき提出した変更届出書の届出日

三 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

10. (略)

11. 関係機関への情報提供

各産業保安監督部等（産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所並びに原子力発電所に属するものにあつては経済産業省。以下同じ。）は、関係機関（環境省並びに都道府県及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第8条で定める市（以下「都道府県等」という。））から報告規則又は原子力報告規則に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提供すること。

なお、当該求められた情報に個人情報が含まれる場合にあっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）に基づき対応すること。その際、届出を行う設置者に対して行個法第4条の利用目的の明示を行うため、各届出書の様式において、PCB特措法第21条第2項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、届出の内容については、環境省及び都道府県等へ情報提供することがある旨を記載すること。

9. (略)

10. 産業保安監督部等から都道府県等への情報提供

各産業保安監督部等（産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所並びに原子力発電所に属するものにあつては経済産業省。以下同じ。）は、都道府県及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第8条で定める市（以下「都道府県等」という。）から報告規則又は原子力報告規則に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提供すること。

なお、当該求められた情報に個人情報が含まれる場合にあっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき対応すること。

改正案	現 行
<p>また、各産業保安監督部等は、毎年度、届出のあったポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書又はポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況変更届出書のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月が期限を超えているものが含まれている場合にあつては、当該届出書及び期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類の写しを、該当する都道府県等に適時提供すること。</p> <p>附 則</p> <p>1. この標準実施要領は、公布の日から施行する。</p> <p>2. 「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（20120919 商局第 17 号）」は、平成 28 年 10 月 25 日限り、廃止する。</p> <p><u>附 則（20170406 商局第 2 号）</u> <u>この標準実施要領は、公布の日から施行する。</u></p> <p>（別表） （略）</p>	<p>また、各産業保安監督部等は、毎年度、届出のあったポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書又はポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況変更届出書のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月が期限を超えているものが含まれている場合にあつては、当該届出書及び期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類の写しを、該当する都道府県等に適時提供すること。</p> <p>附 則</p> <p>1. この標準実施要領は、公布の日から施行する。</p> <p>2. 「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（20120919 商局第 17 号）」は、平成 28 年 10 月 25 日限り、廃止する。</p> <p>（別表） （略）</p>